

議案第八号

森地区草地造成事業に伴う字の区域の変更について
次のおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年正月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

新たに画する字 の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月二十一日現在の地番による。） 大字森字養老谷一の二から一の五まで、二、三、四の二から四の四まで、五、六、七の一、七の二、八から十二まで、一三の二、一四から二〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字森字養老口二一の二、二一の二、二二から二五まで、二六の一、二六の二、二七、二八の一、二八の二、二九から三一まで、三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字森字岩田三四の一、三五の二、三六、三七及びこれらと一体をなす国有地 大字森字岩田口四八の二、四九から五七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
----------------	---

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月二十一日現在の地番による。）
大字森字養老谷	大字森字養老谷のうち一の二から一の五まで、二、三、四の二から四の四まで、五、六、七の一、七の二、八から一二まで、一三の二、一四から二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字養老口	大字森字養老口のうち二一の二、二一の二、二二から二五まで、二六の一、二六の二、二七、二八の一、二八の二、二九から三一まで、三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字森字岩田	大字森字岩田のうち三四の一、三五の二、三六、三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字岩田口	大字森字岩田口のうち四八の二、四九から五七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域